神奈川県建築基準条例の解説 【新旧対象表】(平成29年10月16日)

項	修正箇所	新	旧
目次	ページ	<u>I-78</u> (以降、後ろへ1ずつページ送り)	<u>I-77</u>
I - 1	条例解説部分	この解説は、神奈川県建築基準条例についての運用、解説をと	この解説は、神奈川県建築基準条例についての運用、解説をと
		りまとめたものである。	りまとめたものである。
			横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、厚木市、平塚市、小田
			原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市については、独自に建築基準
			条例を制定しているので、この条例の適用はない。
		また、藤沢市及び大磯町は独自に日影規制に係る条例を制定し	
			ているので第4条の2第2項の規定に基づき同条第1項の適用は
	An Andrews I am Al	ない。	ない。
I -3	条例抜粋部分	(災害危険区域の指定)	(災害危険区域の指定)
			第2条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域として、
			急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法
		律第57号)第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜 地崩壊危険区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対	
		電崩壊厄陝区域(工砂火青膏水区域寺における工砂火青的正刈 策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項	
		の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域(第3条に	
		おいて「特別警戒区域」という。)を除く。)を指定する。	おいて「特別警戒区域」という。)を除く。)を指定する。
I -3	条例解説部分	(災害危険区域の指定)	(災害危険区域の指定)
	>14 h 3/31 k/2 H 1/3		第2条の2 (略)
			なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
		関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により	関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第8条第1項の規定により
		知事が指定した土砂災害特別警戒区域内は除かれる。これは、土	知事が指定した土砂災害特別警戒区域内は除かれる。これは、土
		砂災害特別警戒区域内の建築物については、建築基準法による構	砂災害特別警戒区域内の建築物については、建築基準法による構
			造規制(政令第 80 条の3)が適用されるため、当該区域内の建
			築物に法及び法に基づく条例による二重の構造規制がかかるこ
		とから、平成 17 年より除くこととした。	とから、平成17年より除くこととした。
		(略)	(略)
I-12	条例抜粋部分	(敷地と道路の関係)	(敷地と道路の関係)
			第5条 学校、体育館、病院、診療所(患者の収容施設のあるも
			のに限る。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅
		館、共同任宅、寄宿舎、下宿、 <u>政令第 19 条第 1 項に規定する</u>	館、共同住宅、寄宿舎、下宿、 <mark>児童福祉施設等、</mark> 自動車車庫又

項	修正箇所	新	旧
		児童福祉施設等(第15条において「児童福祉施設等」という。)、 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その 用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築 物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をい う。以下、この条において同じ。)が100平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のものの敷地は、次の表に掲げる長さ 以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に 広い空地を有する建築物その他建築物で知事が安全上支障が ないと認めて許可したものについては、この限りではない。 (略)	には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下、この条において同じ。)が 100 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のものの敷地は、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他建築物で知事が安全上支障がないと認めて
I-12	条例解説部分	(敷地と道路の関係)	校とはならないが、(6)児童福祉施設等に含まれる。 〔学校教育法に規定するもの〕 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校 (略)
I-14	条例抜粋部分	(教室等の出口) 第 11 条 <u>幼稚園、小学校、</u> 中学校 <u>、義務教育学校</u> 、中等教育学校(前期課程に限る。)、特別支援学校又は <u>幼保連携型認定こども園</u> の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が 50 平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を 2 以上設けなければならない。	特別支援学校又は <u>幼稚園</u> の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が 50 平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出
I-16	条例抜粋部分	(設置の禁止) 第 13 条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、	(設置の禁止) 第 13 条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、

その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準(以下「1時間準耐火基準」という。)に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。(略) (略) (事宿舎等の廊下の幅) (事宿舎等の廊下の幅) (事宿舎等の廊下の幅) (事宿舎等の廊下の幅) (事宿舎等の廊下の幅) (事宿舎等の廊下の幅)	ノートルな却
用途に供する部分の主要構造部が政令 <u>第112条第1項に規定する1時間準耐火基準(以下「1時間準耐火基準」という。</u>)に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。 (略) (略) (本宿舎等の廊下の幅) 用途に供する部分の主要構造部が <u>政令第115条の2第1号の基準</u> に適合する準耐火構造でないものの」はならない。 (略) (本宿舎等の廊下の幅) (本宿舎等の廊下の幅)	・一トルを旭
る1時間準耐火基準(以下「1時間準耐火基準」という。) 第1号の基準に適合する準耐火構造でないものの」はならない。 合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。 はならない。 (略) (略) I-17 条例抜粋部分 (寄宿舎等の廊下の幅) (第1号の基準に適合する準耐火構造でないものの」はならない。 (略) (下) (本宿舎等の廊下の幅) (本宿舎等の廊下の幅)	ご、これらの
合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。 (略) はならない。 (略) I-17 条例抜粋部分 (寄宿舎等の廊下の幅) (本) (本宿舎等の廊下の幅)	2の2第1項
I-17 条例抜粋部分 (略) (略) (寄宿舎等の廊下の幅) (寄宿舎等の廊下の幅)	上階に設けて
I-17 条例抜粋部分 (寄宿舎等の廊下の幅) (寄宿舎等の廊下の幅)	
第 15 条 寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等 <mark>(幼保連携型認定こど</mark> 第 15 条 寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に	
,	工供する木造
<u>も園を含む。以下この条において同じ。)</u> の用途に供する木造 建築物等の階で、その階における居室(寄宿舎又は	は児童福祉施
建築物等の階で、その階における居室(寄宿舎又は児童福祉施 設等にあっては寝室、下宿にあっては宿泊室をいる	5。以下この
設等にあっては寝室、下宿にあっては宿泊室をいう。以下この 条及び次条において同じ。)の床面積の合計が 100	平方メート
条及び次条において同じ。)の床面積の合計が 100 平方メート ルを超えるものの共用の廊下の幅は、次に掲げる数	枚値以上とし
ルを超えるものの共用の廊下の幅は、次に掲げる数値以上としなければならない。	
なければならない。	
I-17 条例解説部分 (寄宿舎等の廊下の幅) (寄宿舎等の廊下の幅)	
第 15 条 (略)	
「廊下の幅」に関しては、政令第119条で規定されているが、」「廊下の幅」に関しては、政令第119条で規定され	れているが、
本条はそれ以外の用途の建築物に対する強化規定である。本条はそれ以外の用途の建築物に対する強化規定である。本条はそれ以外の用途の建築物に対する強化規定である。	ある。
(略) (略) なお、児童福祉施設等の用途にあっては、「神奈川	県みんなの
バリアフリー街づくり条例 (平成 21 年 10 月施行)」	の適用を受
ける場合があるので、留意する必要がある。	
(略)	
Ⅰ-22 条例抜粋部分 (長屋の構造等) (長屋の構造等)	
第 20 条 3 階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物又は1 第 20 条 3 階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築	築物又は <mark>政令</mark>
時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で第115条の2の2第1項の技術的基準に適合する準	進耐火構造と
あつて知事が別に定める基準に適合するものとし、4階以上の した準耐火建築物とし、4階以上の階を長屋の用途	全に供する建
階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければな 築物は耐火建築物としなければならない。ただし、	重ね建て長
らない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築 屋の用途に供する部分のない建築物にあっては、当	基耐火建築物
物にあつては、準耐火建築物又は政令第136条の2の技術的基 又は政令第136条の2の技術的基準に適合する建築	色物とするこ
準に適合する建築物とすることができる。とができる。	
(略)	
Ⅰ-22 条例解説部分 (長屋の構造等) (長屋の構造等)	
第20条(略) 第20条(略)	
1 第 1 項関係 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

項	修正箇所	新	旧
世	杉北.	縦割り長屋(重ね建て長屋以外)は、一戸の住宅ユニットが他の住戸等と重なりがなく、かつ1階から3階もしくは4階までが同一住戸であり、火災時の避難等も容易であると考えられることから、緩和規定が設けられている。 「知事が別に定める基準」については、細則第12条の3に規定している。 <例 示> ■ 3階を長屋の用途に供する建築物(重ね建て長屋の場合)	でが同一住戸であり、火災時の避難等も容易であると考えられることから、緩和規定が設けられている。
		 「耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するものを要する例〕 (図略) 3階以上を長屋の用途に供する建築物(重ね建て長屋以外の場合) (準耐火建築物又は政令第136条の2に適合する建築物を要する例〕 (略) 	 <例 示> ■ 3階を長屋の用途に供する建築物(重ね建て長屋の場合) [耐火建築物又は<u>政令第115条の2の2第1項に適合する準耐</u> <u>火(1時間耐火)建築物</u>を要する例〕 (図略) ■ 3階以上を長屋の用途に供する建築物(重ね建て長屋以外の場合) 〔準耐火<u>(45分耐火)</u>建築物又は政令第136条の2に適合する建築物を要する例〕 (略)
I -47	条例抜粋部分	4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その主要構造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。	
I-47	条例解説部分	3 第4項関係 興行場等のうち劇場、映画館又は演芸場の用途に供する特殊 建築物については、その主階が1階にない場合、法第27条1項	(主階が避難階以外の階にある興行場等) 第43条 (略) 3 第4項関係 興行場等のうち劇場、映画館又は演芸場の用途に供する特殊 建築物については、その主階が1階にない場合、法第27条1項 第3号の規定により耐火建築物としなければならないと規定し

項	修正箇所	新	旧
			ていることから、本項では、公会堂、集会場についても主階が
		が避難階にない場合、同様に耐火建築物等にしなければならな	
	Are front to the Lore #1	いものとした規定である。	のとした規定である。
I-53	条例抜粋部分	(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)	(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)
		第 50 余 日期早早庫又は日期早修理工場の用述に供りる建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部	第 50 条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物 で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部
		分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階	
		の床面積が 100 平方メートル以上のものは、耐火建築物又は 1	
		時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物と	<u> </u>
		しなければならない。ただし、階数が2以下の独立した自走式	
		の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する	以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準
		ものについては、この限りでない。	のいずれにも適合するものについては、この限りでない。
		(略)	(略)
		2 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分が1	
		階にあり、その部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、	
		かつ、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を 1 時間 準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その他の部分と 1 時間	
		<u>単耐火基準</u> に適合する準耐火構造とし、その他の部分と <u>1時間</u> <u>準耐火基準</u> に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で	
		区画した自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築	特定防火設備で区画した自動車車庫又は自動車修理工場の用
		物には、前項の規定は、適用しない。	途に供する建築物には、前項の規定は、適用しない。
I-53	条例解説部分	(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)	(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)
		第 50 条(略)	第 50 条 (略)
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	また、第1項「ただし書」により、第1号から第5号全ての基
		準を満たす「独立した2階建以下の自走式の自動車車庫」に限り、	
			適用を除外するものであるが、ここで条件としている基準第1~5 号は、平成14年5月27日付け国土交通省事務連絡に準拠してい
			ちは、千成14年5月27日刊り国工文通行事務連絡に単拠しているものであり、詳細は「建築物の防火避難規定の解説 2005 (編
			集・発行 日本建築行政会議) P159 に掲載されているので、参照
		のこと。	のこと。
			なお、3層4段以上の自走式の自動車車庫は適用除外の対象と
		していないので、注意すること。	していないので、注意すること。

項	修正箇所	新	旧
I-56	条例解説部分	(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)	(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)
	- 1-1- 4-4- W = 1-1- 3-4	第 50 条 (略)	第 50 条 (略)
		2 第 2 項関係	2 第 2 項関係
		これは、第1項の緩和規定である。	これは、第1項の緩和規定である。
		当該自動車の収容部分が1階にあり、かつ100平方メートル	当該自動車の収容部分が1階にあり、かつ100平方メートル
		未満の場合で、その他の部分と <u>1 時間準耐火基準に適合する準</u>	
		<u>耐火構造</u> の壁、床、天井(上階の床) <u>又は</u> 特定防火設備で区画	
		すれば第1項を適用しないこととしたものである。	したものである。
		(図の一部略)	(図の一部略)
			- Villia Villia III
		100 ㎡未満の場合: 1 時間準耐火基準に適合する準耐	100 ㎡未満の場合: 準耐火構造(1 時間) の壁、床、
		<u>火構造</u> の壁、床、天井(上階の床)	天井(上階の床) <mark>及び</mark> 特定防火設
		<u>又は</u> 特定防火設備で区画すれば、	備で区画すれば、第1項は適用し
		第1項は適用しない。	ない。
I-64	条例抜粋部分	(容積率)	(容積率)
		第 52 条の 9 (略)	第 52 条の 9 (略)
			4 前項第1号の延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車
		積を算入しない。	又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所
		(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のでは、大阪大学の大学では、大阪大学では、日本の大学では、大阪大学では、日本の大学には、日本の大学には、日本には、日本には、日本の大学には、日本には、日本の大学には、日本の大	
		車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)	ない。
		の用述に供する部分(次項において「自動単単単等部分」という。)	5 前項の規定は、 <u>同項に規定する専ら自動車又は自転車の停留</u> 又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積について
		(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(次	
		項において「備蓄倉庫部分」という。)	2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階
		(3) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分(次	
		項において「蓄電池設置部分」という。)	する。
		(4) 自家発電設備を設ける部分(次項において「自家発電設備	

項	修正箇所	新	旧
		設置部分」という。)	
		(5) 貯水槽を設ける部分(次項において「貯水槽設置部分」と	
		<u>いう。)</u>	
		5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応	
		<u>じ</u> 、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に	
		2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階	
		の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面	
		積を限度として適用するものとする。	
		(1) 自動車車庫等部分 5分の1	
		(2) 備蓄倉庫部分 50 分の 1	
		(3) 蓄電池設置部分 50 分の 1	
		(4) 自家発電設備設置部分 100 分の 1 (5) 貯水槽設置部分 100 分の 1	
I-82	 条例抜粋部分	(手数料の減免)	(手数料の減免)
\Rightarrow	术例级件即刀	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	52条の20(略)
I-83		2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1 00		定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に	定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に
		係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申	
		請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る	請又は法第 18 条第 14 項の規定による工事の完了の通知に係る
		完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検	完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検
		査の申請又は法 <u>第18条第19項</u> の規定による特定工程の工事の	査の申請又は法 <u>第 18 条第 17 項</u> の規定による特定工程の工事の
		終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定める	終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定める
		ところによる。	ところによる。
		(略)	(略)
I-84	条例抜粋部分	(既存建築物に対する制限の緩和)	(既存建築物に対する制限の緩和)
\Rightarrow		第56条 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第15	
I-85		条、第16条の2、第22条、第23条、第26条から第28条まで、	条、第16条の2、第22条、第23条、第26条から第28条まで、
		第 31 条から第 39 条まで、第 49 条又は第 50 条の規定の適用を	
		受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分	
		以外の部分で、その床面積の合計が 50 平方メートル以内の増築 スはみ第にのいては、これらの担党は、適用しない。	供する部分以外の部分で、その床面積の合計が 50 平方メート
		築又は改築については、これらの規定は、適用しない。 2 (略)	ル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。
		2 (¹⁰) 3 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第12条、	い。 9 (用文)
		第 13 条、第 15 条、第 16 条の 2、第 19 条、第 22 条、第 23 条、	
		77 10 木、	0 12370 不 π 4 3 9 9 9 12 不 9 12 不 9 14 不 9 14 不 9 14 不 9 14

項	修正箇所	新	旧
		第 26 条から第 28 条まで、第 29 条から第 39 条まで、第 43 条、	第 13 条、第 15 条、第 16 条の 2、第 19 条、第 22 条、第 23 条、
		第 48 条から第 50 条まで又は第 52 条の 9 の規定の適用を受け	第 26 条から第 28 条まで、第 29 条から第 39 条まで、第 43 条、
		ない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替えについ	<u>第 45 条</u> 、第 48 条から第 50 条まで又は第 52 条の 9 の規定の適
		ては、これらの規定は、適用しない。	用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替
		(略)	えについては、これらの規定は、適用しない。
			(略)
I-89	条例抜粋部分	(罰則)	(罰則)
\Rightarrow			第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第
I-90		5条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から <mark>第17条</mark>	5条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第23条
		<u>まで、第19条から</u> 第23条まで、第24条第1項若しくは第2	
		項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、	項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、
		第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4	第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、
		項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項 第37条 3 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 3 3 2 2 3 3 2 2 3 3 2 2 3 3 2 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 3 2 3 3 3 2 3	
		条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から <u>第39条まで、</u> 第41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第	は第4項、第37条から <u>第41条まで</u> 、第43条第2項若しくは 第4項、 <mark>第45条</mark> 、第46条、第48条第1項若しくは第4項、
		1 項若しくは第 4 項、第 49 条、第 50 条第 1 項、第 51 条、第	第 4 頃、 第 45 采 、 第 40 米、 第 40 米 第 1 頃石 しくは 第 4 頃、 第 49 条、第 50 条第 1 項、第 51 条、第 51 条の 2、第 52 条の 6、
		51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若し	第 52 条の 7、第 52 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項、第 52 条の
		くは第 2 項、第 52 条の 10 第 1 項若しくは第 2 項、第 52 条の	10 第 1 項若しくは第 2 項、第 52 条の 11 第 1 項、第 52 条の 12
		11 第 1 項、第 52 条の 12 第 1 項又は第 52 条の 13 第 1 項の規定	第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作
		に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に	物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工
		記載された法第 98 条第1項第2号に規定する認定建築材料等	し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合において
		(以下この項において「認定建築材料等」という。)の全部又	は、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50万
		は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建	円以下の罰金に処する。
		築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建	(略)
		築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いない	
		で工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場	
		合 <u>(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又</u>	
		は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又	
		は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。) にお	
		いてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50	
		万円以下の罰金に処する。	
		(略)	